観光関連事業者の DX・経営力強化支援事業補助金交付要綱

7 公東観産産第 74 号 令和 7 年 4 月 21 日決 定 7 公東観産産第 467 号 令和 7 年 9 月 29 日一部改正

(通則)

第1条 公益財団法人東京観光財団(以下「財団」という。)が実施する観光関連事業者の DX・経営力強化支援事業補助金(以下「補助金」という。)の交付については、この要綱(以下「要綱」という。)の定めるところによる。

(補助金の交付の目的)

第2条 本事業は、都内の中小企業の観光関連事業者が、生産性の向上や、高付加価値化の実現等によって経営力強化を図るために、経営アドバイザーやDX ナビゲーターの支援を受けて行う、DX やデジタル化、新商品・サービス開発等の取組を支援する。東京の観光に資する新たな取組を支援することで、東京の旅行地としての魅力やブランド力の向上を図る。

(定義)

- 第3条 この要綱における用語の意義は、次のとおりとする。
- (1) 「中小企業」、「中小企業者」とは、中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条に定める中小企業者であって、大企業(中小企業者以外の者で事業を営む者をいう。ただし、中小企業投資育成株式会社、投資事業有限責任組合を除く。)が実質的に経営に参画していない者をいう。
- (2) 「大企業(中小企業者以外の者で事業を営む者をいう。ただし、中小企業投資育成株式会社、 投資事業有限責任組合を除く。) が実質的に経営に参画していない者」とは、次の各号に該 当していない者であって、経営の自主性、独立性が実質的に損なわれていないと認められる 場合をいうものとする。
 - ① 発行済み株式総数又は出資総額の2分の1以上を同一の大企業が所有又は出資している 中小企業者
 - ② 発行済み株式総数又は出資総額の3分の2以上を大企業が所有又は出資している中小企業者
 - ③ 大企業の役員又は社員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者
 - ④ フランチャイズ加盟店など、その他大企業が実質的に経営に参画していると考えられる 中小企業者
- (3) 「観光関連事業者」とは、東京都内で旅行者向けの事業を営む宿泊事業者、飲食事業者、小売事業者及び旅行事業者等、旅行者に対して直接サービス・商品を販売・提供する者をいう。
- (4) 「経営アドバイザー」とは、観光事業や経営分野に精通し、観光関連事業者に対して、経営 改善、 観光関連サービス等に係わる諸課題の解決を図るための適切な支援を行うことがで

きる外部の専門家として公益財団法人東京観光財団理事長(以下「理事長」という。)が認 定した東京観光産業アドバイザーのうち、中小企業診断士の資格を保有する者をいう。

(5) 「DX ナビゲーター」とは、上記(4)のうち、観光関連事業者に対するデジタル化支援の豊富 な実務経験と支援実績を有する専門家をいう。

(補助金の交付対象者)

第4条 本事業の交付対象者は、(1)から(5)までのいずれかに該当し、(6)から(8)の要件を満たす中小企業の観光事業者とする。

(1) 宿泊事業者

東京都内において、旅館業法(昭和 23 年法律第 138 号)第3条第1項の許可を受けて、同法第2条第2項又は第3項の営業を行っている宿泊事業者。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)第2条第6項に規定する「店舗型性風俗特殊営業」を行っている施設及びこれに類するものは除く。

(2) 飲食事業者

東京都内において、食品衛生法(昭和22年法律第233号)で定める飲食店営業又は喫茶店営業の許可を受けて、東京の歴史、伝統、文化、自然、食材等に強く紐づいた東京ならではの食事や食体験の提供をしている飲食事業者。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する「風俗営業」、同条第5項に規定する「性風俗関連特殊営業」、同条第11項に規定する「特定遊興飲食店営業」、同条第13項に規定する「接客業務受託営業」を行っている店舗及びこれに類するものは除く。

(3) 小売事業者

東京都内において、常設の店舗(ポップアップストアの様な仮設型店舗等を除く)を設け営業を行っている、旅行者に対して専ら東京の歴史、伝統、文化、自然等に強く紐づいた東京ならではの土産や特産品を販売している小売事業者。

(4) 旅行事業者

東京都内において、主たる営業所を置き、かつ、旅行業法(昭和27年法律第239号)第3条及び23条の規定に基づく登録を受けて、営業を行っている旅行事業者。

(5) 前各号のほか

東京都内において旅行者が五感を通じて東京の歴史、伝統、文化、自然等、東京ならではの魅力を体験できるプログラムやアクティビティを継続的に実施・提供し、それらを東京都内において直接旅行者に販売している観光事業者として、理事長が認める者。

- (6) 東京都内に登記簿上の本店又は支店があり、令和7年4月1日現在で引き続き2年以上事業を営んでいる者(個人事業者含む)。
- (7) 令和7年4月1日現在で、引き続き都内で1年以上、申請に係る業種で事業を営んでいる者(個人事業者含む)。
- (8) 本事業の成果を活用し、東京都内で引き続き事業を営む予定である者。
- 2 次に該当する者はこの要綱に基づく補助の対象としない。
- (1) 暴力団 (東京都暴力団排除条例 (平成 23 年東京都条例第 54 号。以下「暴排条例」という。) 第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

- (2) 法人その他の団体の代表者、役員、使用人、その他の従業員若しくは構成員、又は個人で申請する場合はその個人に暴力団員等(暴力団並びに暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。)に該当する者があるもの
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する「風俗営業」、同条第5項に規定する「性風俗関連特殊営業」、同条第6項に規定する「店舗型性風俗特殊営業」、同条第11項に規定する「特殊遊興飲食店営業」、同条第13項に規定する「接客業務受託営業」を行っているもの及びこれに類するもの
- (4) 過去5年以内に刑事法令による罰則の適用を受けているもの(法人その他の団体にあっては代表者も含む)
- (5) 民事再生法(平成11年法律第255号)、会社更生法(平成14年法律第154号、破産法(平成16年法律第75号)に基づく申立・手続中(再生計画等認可後は除く)、又は私的整理手続中など、事業の継続性について不確実な状況が存在しているもの
- (6) 財団・東京都中小企業振興公社・国・都道府県・区市町村等から補助事業の交付決定取消等を受けているもの、又は法令違反等不正の事故を起こしたもの
- (7) 同一テーマ・内容で、財団・東京都中小企業振興公社・国・都道府県・区市町村等から補助を受けているもの(ただし補助対象経費が明確に区分できるものについては対象とする)
- (8) 既に本事業の補助を受けているもの(申請時点において本事業を完了している場合は補助の対象とする)
- (9) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体等
- (10) 都税その他租税の未申告又は滞納があるもの(猶予を受けている場合を除く)
- (11) 東京都又は東京都政策連携団体に対する賃料、使用料等の債務の支払が滞っているもの

(補助金の交付対象事業)

- 第5条 この補助金は、前条に定める補助事業を行う者(以下「補助事業者」という。)が、経営アドバイザーやDXナビゲーターの助言を受けて作成した計画に基づき行う、生産性の向上や、高付加価値化の実現等によって経営力強化を図るための、DXやデジタル化、新商品・サービス開発等の取組(以下「補助対象事業」という。)を対象とする。補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、別表に掲げるもののうち、理事長が必要かつ適当と認めるものについて予算の範囲内において交付する。
- 2 補助金の交付対象事業は、補助対象期間開始日から補助対象経費の最後の支払が完了するまで、 経営アドバイザーや DX ナビゲーターの助言を受けて作成した計画に基づき、途中経過の確認・ 事業実施に係る助言等を経営アドバイザーや DX ナビゲーターから受けることを必要とする。
- 3 補助対象経費には消費税及び地方消費税相当額、その他租税公課は含まないものとする。

(補助金の額)

- 第6条 補助事業者に交付する補助金の額は、補助対象経費に以下の表に定める補助率を乗じた 額又は補助限度額のいずれか低い額とする。なお、表中の賃金引上げ計画を掲げ申請し、達成 された場合とは、次の(1)と(2)両方を達成した場合をいう。
 - (1) 補助対象事業終了(補助金の対象として計上した経費の内、最後に支払われたものの引き

落しがあった日時をいう。以下この項において同じ。)後に初めて到来する事業年度における給与支給総額が、本補助金申請時の直近決算書の給与支給総額と比べ、2.0%以上の増加を達成したとき。

(2) 補助対象事業終了後、初めて到来する事業年度の全ての月において、補助対象事業として申請する取組を実施する都内事業場内の最低賃金(事業場内で最も低い賃金)について「地域別最低賃金+30円以上」を達成したとき。

| 補助率 | 補助限度額 |
|--|---------------------|
| 補助対象経費の3分の2以内の額 (※賃金引上げ計画を掲げ申請し、達成された場合は4分の3以内) | 1 申請あたり最大 30,000 千円 |

2 前項の規定により算出した補助金の額に千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(補助事業実施期間)

第7条 第5条の補助事業を実施することができる期間は、 交付決定日から二年以内とする。

(補助金の交付の申請)

- 第8条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、様式第1号による交付申請書及 び事業計画書に必要書類を添えて、理事長に提出しなければならない。
- 2 理事長は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、前項の規定により提出を受けた 書類に追加して、必要な書類の提出を求めることができる。

(補助金の交付の決定)

- 第9条 理事長は、前条第1項の申請書及び事業計画書の提出を受けたときは、その内容を審査 する。
- 2 理事長は、前項の規定による審査の上、交付すべきと認めたものについて、交付を決定する ものとし、交付決定を受けた補助事業者に対し、様式第2-1号による交付決定通知書により、 速やかに補助金の交付の決定を通知するものとする。
- 3 理事長は、交付の決定に当たり補助事業者に対し、必要に応じて条件を付すことができる。
- 4 理事長は、第1項の審査により、交付しないと決定したときは、その旨を様式第2-2号により申請者に通知するものとする。

(申請の取り下げ及び事情変更による決定の取消等)

- 第10条 補助事業者は、前条の交付決定の内容又はこれに付された条件に異議があり、補助金の 交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定通知を受けた日から14日以内に、様式第3 -1号による辞退届を理事長に提出しなければならない。また、交付の決定前に申請を取り下 げる場合は、様式第3-2号による辞退届を提出するものとする。
- 2 理事長は、交付の決定の後において、天災事変等の事情の変更により特別の必要が生じたと きは、この交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこの交付決定の内容若しくはこれに

付した条件を変更することができる。ただし、補助事業のうち既に経過した期間に係る部分に ついては、この限りでない。

- 3 前項の規定によるこの交付決定の取消しにより、特別に必要となった事務又は事業に対して は、次に掲げる経費に係る補助金等を交付することができる。
 - (1) 補助事業に係る機械設備等の撤去、その他の残務処理に要する経費
 - (2) 補助事業を行うために締結した契約の解除によって必要になった賠償金の支払に要する経費
- 4 前項の補助金等の額の同項各号に掲げる経費の額に対する割合その他その交付については、 第2項の規定による取消しに係る補助事業についての補助金に準ずるものとする。
- 5 第2項の規定により措置した場合は速やかにこの決定の内容及びこれに条件を付した場合に はその条件を補助事業者に通知するものとする。

(重複受給の禁止)

第11条 補助事業者は、同一事業について複数の補助金を受給することはできない。ただし、財団、東京都中小企業振興公社、国、都道府県、区市町村等の実施する他の補助事業等と対象経費が明確に区分できるものについては、この限りでない。

(補助事業の内容変更と中止等)

- 第 12 条 補助事業者は、次の(1)に該当する場合は、原則、事前に様式第4-1号による事業計画変更承認申請書を、また、次の(2)に該当する場合は、事前に様式第4-2号による事業中止(廃止)承認申請書を理事長に提出し、その承認を受けてから進めなければならない。ただし、軽微な変更についてはこの限りではない。
 - (1) 事業計画の目的又は特徴に影響を及ぼす範囲や、導入する設備等の変更、工事内容の変更等で、補助事業の内容を変更しようとするとき
 - (2) 補助事業を中止(廃止)しようとするとき
- 2 理事長は、前項の申請を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めたときは承認し、様式第4-3号または様式第4-4号により通知する。このとき、必要に応じて条件を付す、又は、変更内容を修正することができる。
- 3 補助事業者は、登記事項を変更したときは、様式第4-5号による事業者変更届を速やかに 理事長に提出しなければならない。

(遅延等の報告)

第13条 補助事業者は、補助事業を予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき又は補助事業の遂行が困難となったときは、速やかに様式第5号による事業遅延(事故)報告書を理事長に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第14条 理事長は、補助事業の円滑な執行を図るため、必要に応じて補助事業者に対し遂行状況 に関して報告を求めることができる。

(遂行命令)

- 第15条 理事長は、補助事業者が提出する報告及びこれに基づき財団が行う調査等により、補助 事業が交付決定の内容又はこれに付した条件に従い遂行されていないと認める場合は、補助事 業者に対し、これらに従って補助事業を遂行するよう命じることができる。
- 2 理事長は、補助事業者が前項の命令に違反したときは、その者に対し当該補助事業の一時停止を命じることができる。

(実績報告)

- 第 16 条 補助事業者は、補助事業が完了したとき又は補助対象期間が終了したときのいずれか早い方の日付から、原則 30 日以内に様式第 6 1 号による事業実績報告書及び経費関係書類等必要な書類を理事長に提出しなければならない。
- 2 補助事業者は、前項の規定による事業実績報告書の提出後、財団から内容についての確認及 び修正指示があった場合、最初に連絡のあった日付から原則2ヵ月以内に修正等を終え、実績 報告を完了しなければならない。
- 3 事業実績報告書やその付随資料の手配や提出にあたっては、修正や追加資料の作成等を含め、 手配や提出にかかる費用は補助事業者が負担するものとする。
- 4 賃金引上げ計画を掲げ申請し、第6条に記された補助率の適用を受ける場合、様式第6-2 号による賃金引上げ計画達成報告書及び関係書類等必要な資料を添えて、決算月から原則4ヵ 月以内に理事長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

- 第17条 理事長は、前条の規定による事業実績報告書を受理したときは、その内容を審査するとともに必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の成果及び内容等を適正と認めたときは、交付すべき補助金予定額の範囲内で補助金の額を確定し、当該補助事業者に様式第7-1号による補助金確定通知書をもって通知する。
- 2 理事長は、前条の規定による賃金引上げ計画達成報告書を受理したときは、その内容を審査 するとともに必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る賃金引上げ計画の達成を認めた ときは、交付すべき補助金予定額の範囲内で補助金の額を確定し、当該補助事業者に様式第7 -2号による賃上げ計画達成分確定通知書を持って通知する。
- 3 前2項の規定による調査等の結果、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認める場合は、当該補助事業者についてこれに適合させるための処置をとるべきことを命じることができる。
- 4 前条の規定は、前項の命令により補助事業者が必要な処置をしたときに準用する。
- 5 第1項及び第2項の規定による交付すべき補助金の確定額は、補助金交付決定通知書の補助 金予定額と、第5条の補助対象経費に第6条に定める補助率を乗じて得た額とのいずれか低い 額とする。なお、いずれも千円未満の端数を切り捨てた額とする。
- 6 理事長は、次の(1)または(2)のいずれかに該当する場合は、補助対象期間内であっても補助 事業を打ち切ることができる。
 - (1) 補助金交付決定後、第4条に定める補助事業者に該当しなくなった場合
 - (2) 事業計画を遂行する見込みがないと判断した場合

(補助金の請求・支払)

- 第18条 補助事業者は、前条により補助金確定通知書を受けたときは、様式第8号による補助金 請求書(以下「請求書」という。)を速やかに理事長に提出するものとする。
- 2 賃金引上げ計画達成分確定通知書を受けたときも同様に、様式第8号による請求書を速やかに理事長に提出するものとする。
- 3 理事長は、適正な請求書の提出を受けたときは、速やかに補助金支出を行うものとする。

(決定の取消し)

- 第19条 理事長は、補助事業者、機械設備等の購入先の事業者、その他補助事業の関係者が次のいずれかに該当した場合は、補助金交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。また、不正の内容、補助事業者名、関係者名等の公表を行うことができる。
 - (1) 交付決定又は変更承認等の内容と異なる事実が認められたとき。
 - (2) 偽り、隠匿その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき又は受けようとしたとき。
 - (3) 補助金を他の用途に使用したとき又は使用しようとしたとき。
 - (4) 補助対象設備等を無断で処分(目的外使用、売却、譲渡、交換、貸与、担保に供すること及び廃棄)、移設したとき。
 - (5) 東京都暴力団排除条例に規定する暴力団関係者であると判明したとき。
 - (6) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体等であると判明したとき。
 - (7) 第4条に定める補助事業者又はその他補助要件に該当しない事実が判明したとき。
 - (8) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件、補助金交付決定に基づく命令等に違反したとき。
 - (9) その他、法令違反が判明したなど、財団が補助事業として不適切と判断したとき。
- 2 前項の規定は、第17条の規定により交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用 があるものとする。
- 3 理事長は、第1項の規定による取消をした場合には、様式第9号による交付決定取消通知書により、速やかにこの決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を補助事業者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第20条 理事長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業 の当該取消しに係る部分に関し、既に補助事業者に補助金が交付されているときは、期限を定 めてその返還を命じることができる。

(違約加算金及び延滞金)

第21条 理事長は、第19条及び第20条の規定により、補助事業者に対し補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、その返還を命じたときは、命令に係る補助金を補助事業者が受領した日から返還の日までの日数に応じ、補助金の額(一部を返還した場合はその後の期間においては既返納額を控除した額)につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金(100円未満は除く。)を納付させることができるものとする。

- 2 前項において補助金の返還を命じられた者が、納期日までに補助金を納付しなかったときは、 納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年 10.95 パーセントの割 合で計算した延滞金(100円未満は除く。)を納付させることができるものとする。
- 3 理事長は前2項の場合においてやむを得ない事情があると認めるときは、東京都と協議の上、 違約加算金又は延滞金を免除又は減額することができるものとする。
- 4 第1項及び第2項に定める年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合とする。

(違約加算金及び延滞金の計算)

- 第22条 前条第1項の規定により違約加算金の納付を命じた場合において、補助事業者の納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。
- 2 前条第2項の規定により延滞金の納付を命じた場合において返還を命じた補助金の未納付額 の一部が納付されたときは、当該納付日の翌日以降の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべ き未納付金額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

(補助事業の経理)

第23条 補助事業者は、補助事業に係る収支を記載した帳簿を設けて、経理関係書類及び他の関係証拠書類を整理し、かつ、補助事業を完了した年度の翌年度から起算して5年間(以下「処分制限期間」という。)、保存しなければならない。

(財産の管理及び処分)

- 第24条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した単価50万円(税抜)以上の財産(設備、試作品等その他成果物)について、その管理状況を明らかにするものとし、かつ、処分制限期間を経過する日まで保存しなければならないものとする。また、補助事業が完了した後も補助金交付の目的に従ってその効果的運用を図らなければならない。
- 2 補助事業者は、補助事業により取得した財産について、固定資産として計上するなど関係法令等に基づき適切な会計処理を行わなければならない。
- 3 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した単価 50 万円(税抜)以上の財産 (設備、試作品等その他成果物)について、処分制限期間中に処分(目的外使用、売却、譲渡、交換、貸与、担保に供すること及び廃棄をいう。以下「処分」という。)しようとするときは、 あらかじめ様式第 10-1 号による財産処分承認申請書を理事長に提出し、その承認を受けなければならない。
- 4 理事長は、前項の承認をした補助事業者に対し、当該承認に係る財産の処分により収入があったときは、補助金に相当する額を限度として、収入の全部又は一部を財団に納付させることができる。納付金の算出方法は、次の算式によるものとする。

 $E = (A - B) \times D / C$

ここでは、

A: 当該財産処分により得た収入

ただし、目的外使用する場合は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40

年大蔵省令第 15 号) に基づき定率法で減価償却した場合の減価償却後の価格をもって、処分により得た収入とみなす

- B:補助事業の終了後に加えられた加工費、処分のための撤去費等の費用
- C: 当該処分財産の「補助事業に要した経費」
- D:Cに対する当該補助金の確定額
- E:財団への納付金

財団への納付金額は、当該補助金の確定額から要綱第24条第4項に基づく納付金を 控除した金額を限度とする。

- 5 補助事業者は、処分制限期間中に補助事業により取得し、又は効用の増加した単価 50 万円(税 抜)以上の財産(設備、試作品等その他成果物)の移設を行う場合は、あらかじめ様式第 10-2 号による財産移設承認申請書を理事長に提出し、その承認を受けなければならない。
- 6 補助事業者は、第3項に規定する財産処分後、速やかに様式第10-3号による財産処分結果 報告書を理事長に提出しなければならない。

(補助事業の成果の事業化)

第25条 補助事業者は、補助事業の成果の事業化に努めなければならない。

(調査等)

第26条 理事長は、補助事業者に対し補助事業の実施状況、経費の収支及び補助金に係わる帳簿 書類、取得財産その他の物件について、立入り調査をし、又は報告を求めることができる。

(補助事業の公表と成果の発表)

- 第27条 理事長は、補助事業者の名称、所在地、事業テーマ名等を公表することができる。
- 2 理事長は、必要があると認めるときは、補助事業の成果を公表し、また補助事業者に発表させることができる。

(義務の承継)

第28条 補助事業者が補助事業及びその成果に基づく事業の運営を、新たに設立する会社等に承継させる場合において、交付の決定に定める義務等は承継後の会社等に適用があるものとし、 補助事業者はそのために必要な手続きを行わなければならない。

(東京都との情報共有)

第29条 理事長は、本事業を円滑に実施するにあたり、必要に応じて、この要綱に定める一切の書類(様式第1号から様式第10号まで及びその添付書類)について、東京都と情報を共有することとする。

(非常災害の場合の措置)

第 30 条 非常災害等による被害を受け、補助事業の遂行が困難となった場合の補助事業者の措置 については、理事長が指示するところによる。 (その他)

第31条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は理事長が定めるものとする。

附 則(7公東観産産第74号) この要綱は、令和7年4月21日から施行する。

附 則 (7公東観産産第467号) この要綱は、令和7年10月3日から施行する。 補助対象経費

1. DX・デジタル化経費

デジタル技術を活用した自社の生産性向上の取組や、自社の新商品・サービスの開発や提供等に 直接必要な新たなシステム構築、ソフトウェア導入、クラウド利用等に要する経費

<注意事項>

初期費用及び月々の利用料(補助対象期間内の経費に限る。)が補助対象となる。但し、月々の利用料については、補助対象事業完了後の「事業実績報告書」の提出、或いは補助対象期間の最終日のどちらか早い日までに、実際に利用し、その利用料の支払いが終わった(口座引き落としまで)分のみ補助対象となる。

(1) システム開発・構築費

新たなシステムやアプリケーションの開発・構築を専門会社に外注する際にかかる経費

- ※ 自社業務の生産性向上や、自社商品・サービスの販売のためのもの等が補助対象。他社・ 他団体のために使用するものは補助対象外。
- ※ 申請時までに要件定義等が完了しており、仕様や機能等その中身が具体的に決まっていることが、申請時に提出される見積書やシステム仕様書・要件定義書等で明確に確認できる必要がある。
- ※ 補助対象期間内にシステムの完成(試験運用や、試験運用後の改善を含む)が必須。
- ※ 開発後の製品化(他社への販売や、有料での利用や貸出等)が想定されているものは補助対象外。あくまでも、自社で利用するもののみ補助対象。

(2) ソフトウェア導入費

新たなソフトウェア導入に要する経費

- ※ この費用だけを申請することはできない。新たなシステムや商品・サービスの開発に係る経費とセットでの申請が必要。
- ※ ワード、エクセル等の汎用性のあるものは補助対象外。
- ※ 月単位での利用等、継続したソフトウェアの導入・利用の場合は、補助対象期間内の経 費のみ補助対象。

(3) クラウド利用費

自社が保有していないサーバーにインターネット等を介して接続し、アプリケーション機能 の提供を受け、またデータの保存領域の割り当てを受けるための新たな経費

※ この費用だけを申請することはできない。新たなシステムや商品・サービスの開発に係 る経費とセットでの申請が必要。

【初期費用の例】

- サーバー初期設定経費
- アプリケーション構築経費(専門カスタマイズ経費を含む。)
- データ移行経費
- 専用アプリケーションの利用マニュアル作成経費

【月々の利用料の例】(補助対象期間内の経費が対象。)

- サーバー利用料
- アプリケーション利用料
- 専らクラウド利用のためサーバーに接続する通信費

(4) データ取得・解析費

新たなシステムや商品・サービスを開発する上で必要となる、データの取得やその解析に係る経費

※ この費用だけを申請することはできない。新たなシステムや商品・サービスの開発に係る経費とセットでの申請が必要。

【経費例】

- ビッグデータの取得
- A I (人工知能)の導入・利用
- データ解析サービスの利用

2. 設備導入費

自社の生産性向上のための DX・デジタル化や、自社の経営力向上のための新商品・サービスの提供・販売に直接必要な、設備や機器の開発、構築、設置(据付費・運搬費も含む。)等に要する経費

【経費例】

- アウトドア・アクティビティ用の独自設備の製造・設置
- 東京ならではの新しい文化体験設備の施工
- 独自開発するシステムの運用に必要な特殊機器の購入
- 自社サービスに合わせた独自のロボット開発・製造等

<注意事項>

- ア 申請時に仕様や機能、要件定義等が具体的に決まっており、それが見積書や要件定義書等 から明確に確認できる必要がある。
- イ 補助対象事業として申請する新たな取組に必要な設備等が補助対象。老朽化等に伴う単な る新装・改装や、買い替え・アップグレード等は補助対象外。
- ウ 開発した設備や機器のサービス商品化(他社に販売することや、有料での利用や貸出すこと等で利益を得ること)が想定されているものは補助対象外。
- エ 店舗やネット販売等を利用し、購入した設備や機器を自ら設置・導入する場合や、購入した原材料や資材等を用いて自ら製造・設置等を行う場合は補助対象外。
- オ 一般的な電化製品(テレビ、洗濯機等)や、家庭用機器(家庭用自動掃除機、家庭用自動 調理器等)は補助対象外。
- カ リース、レンタルにより調達した場合は、補助対象期間内に新たに契約を締結したものに 限り補助対象外。
- キ 割賦により調達した場合はすべての支払いが補助対象期間内に終了するものに限り補助対象。
- ク次の経費は、補助対象外。
 - ①リース、レンタルについて、補助対象期間外に係る経費

- ②自社以外に設置する設備や機器に係る経費
- ③ 中古品の購入等に係る経費
- ケ 施設の改装については、単なる改修・改装ではないことや、見積内容や見積額等の妥当性 を確認・判断するために、図面等の追加資料の提出が必要。
- コ 見積書には、単価、数量、規格、メーカー、型番等の記載があるものが必要。

3. 新商品・サービス開発費

新商品・サービスの開発等に直接必要な次に掲げる経費

(1) 外注·委託費

開発の一部を外部の専門事業者、専門機関、教育機関、研究機関等に外注・委託する場合に 要する経費

【経費例】

- 設計、施工、外注加工、試験
- デザイン、ライティング、翻訳
- 専門機関との共同研究
- 特殊な運搬や搬入・設置(自社が行うものを除く)等

<注意事項>

- ア 開発後の事業化(生産、販売等)に係る経費は補助対象外。
- イ 専門家の指導や支援、コンサルティング等に係る経費は補助対象外。
- ウ 広告宣伝に係る費用は補助対象外。

(2) 産業財産権出願・導入費

開発するサービス・商品に係る産業財産権の出願(調査も含む。)に要する経費及び必要な産業財産権を他の事業者から譲渡又は実施許諾を受けた場合の経費

<注意事項>

- ア この経費だけを申請することはできない。新たなシステムや商品・サービスの開発に係 る経費とセットでの申請が必要。
- イ 補助対象期間内に出願手続が完了していることが必要。
- ウ 出願後の経費(審査請求、登録料、維持年金等)は補助対象外。
- エ 称号や認証、格付けや記録の取得等は、補助対象となりません。あくまでも、産業財産 権の取得のみ補助対象。

補助対象外経費

- (1) 補助事業に関係のない物品の購入、外注、業務委託等の経費(完了時点で未使用の購入原材料等を含む。)
- (2) 見積書、契約書(注文書・注文請書)、仕様書、納品書、検収書、請求書、振込控、領収書等 の帳票類が不備の経費
- (3) 業務内容や発注品が不明確な経費(例:諸経費、雑費、○○関連費等)
- (4) 申請書に記載されていないものを購入した経費
- (5) 通常業務・取引と混合して支払が行われており、補助対象経費の支払が区分できない経費
- (6) 他の取引と相殺して支払が行われている経費

- (7) 他社発行の手形や小切手、クレジットカード等により支払が行われている経費
- (8) 購入時、ポイントカード等によるポイントを取得した場合のポイント分
- (9) 親会社、子会社、グループ企業等関連会社(自社と資本関係のある会社、役員及び社員を兼任している会社、代表者の三親等以内の親族が経営する会社等)との取引
- (10) 直接人件費
- (11) 間接経費(消費税等の租税、振込手数料、運送料、交通費、通信費、家賃、光熱費、収入印紙代、保険料等)
- (12) 資料収集業務、調査業務、会議費、消耗品等の事務的経費、商品券等の金券類購入費
- (13)保守に係る経費
- (14) 汎用性があり、目的外使用になり得るもの(事務用のパソコン、タブレット端末、携帯端末、 プリンタ、セキュリテイソフト等)※ただし、補助対象事業の専用 PC やタブレット端末等は 除く
- (15) 一般的な家電製品(テレビ、洗濯機等)や、家庭用機器(家庭用自動掃除機、家庭用冷蔵庫等)の購入や設置に係る経費
- (16) 構築・導入したシステムや機械設備を使うためのトレーニングや研修に係る費用
- (17) 中古品の購入経費
- (18) 老朽化や故障等を理由とした最新モデルやアップグレードのための買い替えに係る経費
- (19) 不動産の取得費
- (20) 一般的な市場価格又は事業規模に対して著しく高額な経費
- (21) 公的資金の用途として社会通念上、不適切と認められる経費